

船舶事故調査報告書

令和5年7月5日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	被引浮体搭乗者負傷
発生日時	令和4年7月24日 10時51分ごろ
発生場所	滋賀 ^{おうみほちまん} 県近江八幡市牧町北方沖（琵琶湖中部） 岡山二等三角点から真方位355°800m付近 （概位 北緯35°08.7′ 東経136°02.7′）
事故の概要	水上オートバイ ^{ディーケーワイワイエイチ} TKYYH2020は、浮体をえい航して遊走中、浮体の搭乗者1人が落水して負傷した。
事故調査の経過	令和4年7月27日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	水上オートバイ TKYYH2020、0.1トン
船舶番号、船舶所有者等	253-35465滋賀、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、特殊小型
負傷者	軽傷 1人（搭乗者）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北西、風力 2、視界 良好 水象：湖面 平穏
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、知人1人（以下「搭乗者」という。）が中央部に座った状態で乗ったトーイングチューブ（以下「本件浮体」という。）を長さ約15mのロープでえい航し、約40km/hの対地速力で直進中、本件浮体が水面から浮揚した際に回転して搭乗者が落水した。</p> <p>本件浮体は、縦約4m、横約4mのナイロン製で、フライングバナナボートなどと呼ばれており、水上オートバイ等で高速でえい航して水面から浮揚させたり、水面に強く着水させたりして遊ぶものである。</p> <p>搭乗者は、本件浮体に搭乗するのは初めてであったが、船長は、搭乗者が水面から浮揚しない浮体の搭乗経験があることを知っていたので、出航前に搭乗者に対して、本件浮体の注意事項等の説明や慣らしえい航をすることなく、えい航を始めた。</p> <p>搭乗者は、本件浮体の取っ手を両手でつかんでいたが、本件浮体が水面から浮揚してバランスを崩して回転した際、つかんでいた両手が離れて落水した。</p> <p>搭乗者は、落水後、近くを航行していた仲間の水上オートバイを借りて1人で操船して湖岸に戻り、仲間が119番通報して到着した救急車で病院に搬送され、左肋骨骨折等と診断された。</p> <p>船長及び搭乗者は、救命胴衣を着用していた。</p>

<p>分析</p>	<p>本船は、出航前に搭乗者に対して本件浮体の注意事項等の説明や慣らしえい航が行われていない状況下、搭乗者を乗せた本件浮体をえい航して遊走中、船長が本件浮体を水面から浮揚させようと約40km/hの対地速力で航行し、本件浮体が水面から浮揚した際にバランスが崩れて回転したことから、本件浮体の取っ手をつかんでいた搭乗者の両手が取っ手から離れ、搭乗者が落水して負傷したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、出航前に搭乗者に対して本件浮体の注意事項等の説明や慣らしえい航が行われていない状況下、搭乗者を乗せた本件浮体をえい航して遊走中、船長が本件浮体を水面から浮揚させようと約40km/hの対地速力で航行し、本件浮体が水面から浮揚した際にバランスが崩れて回転したため、本件浮体の取っ手をつかんでいた搭乗者の両手が取っ手から離れ、搭乗者が落水したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、水面から浮揚する浮体に初めて搭乗する者には、本件浮体の注意事項等を説明するほか、搭乗する者の慣らしえい航を段階的に行うこと。